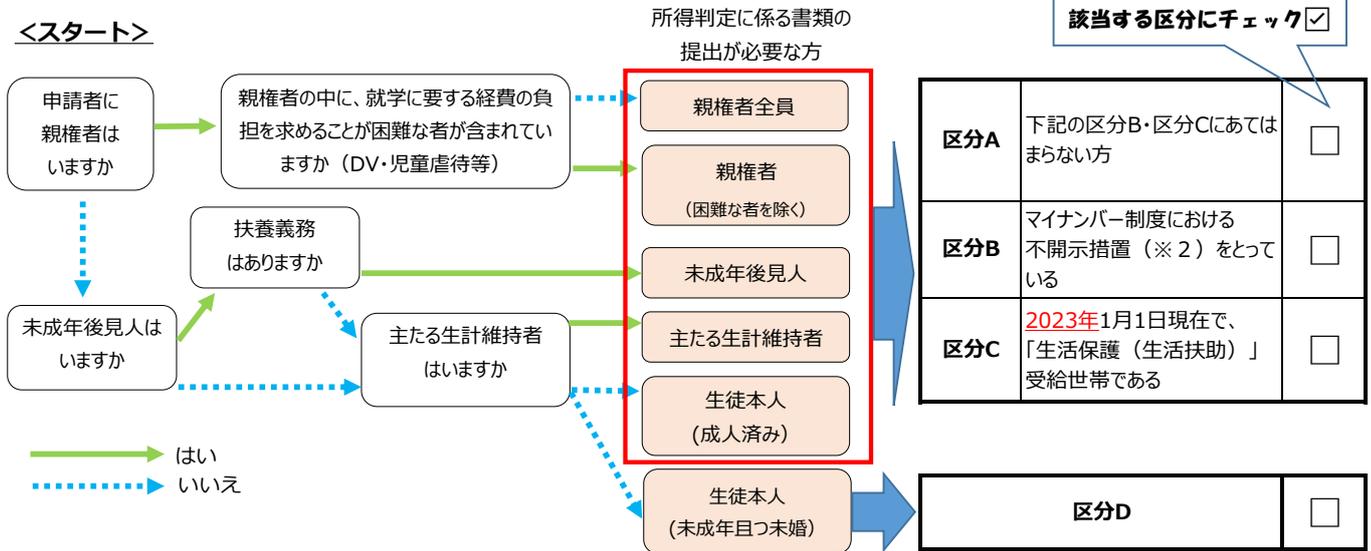


ふりがな	
生徒氏名	
学年・クラス・出席番号等	

提出書類確認シート (令和6年4~6月申請用)

●就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)の確認用フローチャート

<スタート>



【提出書類】 ※ご不明な場合は、学校にご相談ください。

【区分A】	<ul style="list-style-type: none"> ●受給資格認定申請書【①個人番号(マイナンバー)提出者用】 ●個人番号カード(写)等貼付台紙
【区分B】 (マイナンバー不開示措置者(※2))	<ul style="list-style-type: none"> ●受給資格認定申請書【②課税証明書等提出者用】 ●令和5年度課税額を証明する書類(※1)
【区分C】 (生活保護受給世帯)	<ul style="list-style-type: none"> ●受給資格認定申請書【②課税証明書等提出者用】 ●生活保護受給証明書(2023年1月1日時点において生活扶助を受けており、生徒がその世帯に属していることがわかるもの)
【区分D】 (生徒本人が未婚の未成年の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●受給資格認定申請書【②課税証明書等提出者用】 ●令和5年度課税額を証明する書類(※1)

- ※保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。
- ※所得判定に係る書類の提出が必要な方が「主たる生計維持者」の場合は、扶養者を確認するため、生徒本人の健康保険証の写しも併せて提出してください。(被保険者等記号・番号は黒塗りしてください)
- ※在学中に成人年齢に達した生徒について、成人前の親権者全員を所得判定の対象とします。

★マイナンバーで税額情報を照会するには、令和5年度(令和4年所得分)の住民税の申告が完了している必要があります。

- ・申告を行っていない場合、速やかに住民税の申告を行ってください。
 - ・収入がない方も、市役所の住民税担当窓口で、「授業料の支援を受けるためにいわゆる『ゼロ申告』が必要です」と申し出て申告を行ってください。
 - ・申告しているかわからない場合は、市役所の住民税担当窓口へお問い合わせください。
- ※マイナンバーを利用し、審査に必要な税額情報が取得できない場合、別途、必要書類(※1)の提出を求める場合があります。

(※1、※2の内容については次ページを確認してください)

(※ 1) 令和5年度 課税額を証明する書類 (【区分B】、【区分D】の方のみ)

保護者の職業形態等	添付書類	注意事項	備考
1 下記2～4以外の人 ※市(町村)民税・府民税が非課税の人も含む	令和5年度の市町村発行の下記①または②の書類 ①「市(町村)民税・府民税課税証明書」(原本)及び「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)」 ②「非課税証明書」(原本) (市町村から送付された「非課税通知書」がある場合はそのコピー)	<u>市町村の窓口で証明書の交付を依頼する際に、「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)」を提出し、市町村から発行があった場合は、併せて学校に提出してください。</u> なお、課税証明書等に審査に必要となる市町村民税の課税情報(課税所得額(課税標準額)及び調整控除の額)の記載がある場合は「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)」が発行されないことがあります。	2023年1月1日時点の住所地の市町村(住民税の窓口)で証明書の交付を受けてください。(交付手数料が必要)
2 親権者の1人が控除対象配偶者であり、住民税を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合	省略可能	もう一方の親権者の添付書類(上記1・2のいずれかで、配偶者控除が確認できるもの)を提出してください。	—
3 未婚の未成年で、住民税を課されるだけの収入を得ていない場合	省略可能	住民税を課されるだけの収入がないことがあきらかな場合に限りです。	—
4 その他	学校の事務室に相談してください	—	—

(※ 2) マイナンバー制度における不開示措置をとっている場合の課税額の確認について

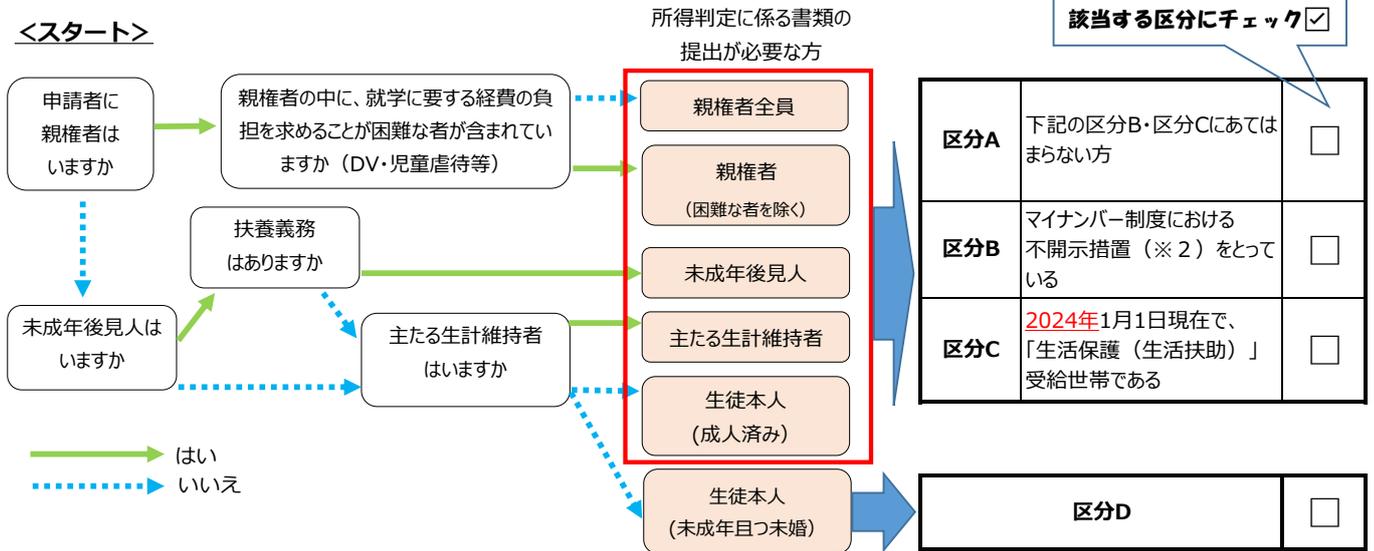
- ・マイナンバー制度における不開示措置をとっている者(DV・虐待等の被害を受け情報を秘匿する必要がある者等)の個人番号により税額照会を行った場合、税額照会に1か月以上を要する場合があります。審査が遅れます。
- ・また、結果的に税額照会ができず、後日、課税証明書を提出しなければならなくなることもあります。
- ・早期に支給額を確定させるため、課税証明書の提出を推奨します。

ふりがな	
生徒氏名	
学年・クラス・出席番号等	

提出書類確認シート（令和6年7月以降申請用）

●就学支援金の支給額の判断基準となる者（保護者等）の確認用フローチャート

<スタート>



【提出書類】 ※ご不明な場合は、学校にご相談ください。

【区分A】	<ul style="list-style-type: none"> ●受給資格認定申請書【①個人番号（マイナンバー）提出者用】 ●個人番号カード（写）等貼付台紙
【区分B】 (マイナンバー不開示措置者（※2）)	<ul style="list-style-type: none"> ●受給資格認定申請書【②課税証明書等 提出者用】 ●令和6年度 課税額を証明する書類（※1）
【区分C】 (生活保護受給世帯)	<ul style="list-style-type: none"> ●受給資格認定申請書【②課税証明書等 提出者用】 ●生活保護受給証明書（2024年1月1日時点において生活扶助を受けており、生徒がその世帯に属していることがわかるもの）
【区分D】 (生徒本人が未婚の未成年の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●受給資格認定申請書【②課税証明書等 提出者用】 ●令和6年度 課税額を証明する書類（※1）

- ※保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。
- ※所得判定に係る書類の提出が必要な方が「主たる生計維持者」の場合は、扶養者を確認するため、生徒本人の健康保険証の写しも併せて提出してください。（被保険者等記号・番号は黒塗りしてください）
- ※在学中に成年年齢に達した生徒について、成人前の親権者全員を所得判定の対象とします。

★マイナンバーで税額情報を照会するには、令和6年度(令和5年所得分)の住民税の申告が完了している必要があります。

- ・申告を行っていない場合、速やかに住民税の申告を行ってください。
 - ・収入がない方も、市役所の住民税担当窓口で、「授業料の支援を受けるためにいわゆる『ゼロ申告』が必要です」と申し出て申告を行ってください。
 - ・申告しているかわからない場合は、市役所の住民税担当窓口へお問い合わせください。
- ※マイナンバーを利用し、審査に必要な税額情報が取得できない場合、別途、必要書類（※1）の提出を求める場合があります。

（※1、※2の内容については次ページを確認してください）

(※ 1) 令和 6 年度 課税額を証明する書類 (【区分B】、【区分D】の方のみ)

保護者の職業形態等	添付書類	注意事項	備考
1 下記 2～4 以外の人 ※市(町村)民税・府民税が非課税の人も含む	令和 6 年度の市町村発行の下記①または②の書類 ①「市(町村)民税・府民税課税証明書」(原本)及び「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)」 ②「非課税証明書」(原本) (市町村から送付された「非課税通知書」がある場合はそのコピー)	<u>市町村の窓口で証明書の交付を依頼する際に、「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)」を提出し、市町村から発行があった場合は、併せて学校に提出してください。</u> なお、課税証明書等に審査に必要となる市町村民税の課税情報(課税所得額(課税標準額)及び調整控除の額)の記載がある場合は「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)」が発行されないことがあります。	2024年1月1日時点の住所地の市町村(住民税の窓口)で証明書の交付を受けてください。(交付手数料が必要)
2 親権者の1人が控除対象配偶者であり、住民税を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合	省略可能	もう一方の親権者の添付書類(上記1・2のいずれかで、配偶者控除が確認できるもの)を提出してください。	—
3 未婚の未成年で、住民税を課されるだけの収入を得ていない場合	省略可能	住民税を課されるだけの収入がないことがあきらかな場合に限りです。	—
4 その他	学校の事務室に相談してください	—	—

(※ 2) マイナンバー制度における不開示措置をとっている場合の課税額の確認について

- ・マイナンバー制度における不開示措置をとっている者(DV・虐待等の被害を受け情報を秘匿する必要がある者等)の個人番号により税額照会を行った場合、税額照会に1か月以上を要する場合があります。審査が遅れます。
- ・また、結果的に税額照会ができず、後日、課税証明書を提出しなければならなくなることもあります。
- ・早期に支給額を確定させるため、課税証明書の提出を推奨します。